

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

違反対象物の 公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

◎公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店など、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

詳細な用途としては、消防法施行令別表第一に掲げる用途のうち、(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項が対象となります。

◎公表の対象となる違反は

消防法で建物に義務付けられた消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

◎公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から**14日**が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、違反が是正されるまでの間、公表は継続されます。

◎公表の方法は

つくば市のホームページへ掲載します。

◎公表する内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

●公表制度の開始時期は

平成30年4月1日から

問合せ先

つくば市消防本部予防課 029-851-2633
(8時30分~17時15分 ※土日祝祭日を除きます。)

つくば市中央消防署	029-851-1691	つくば市北消防署	029-867-2355
豊里分署	029-847-8639	筑波分署	029-866-0176
桜分署	029-857-4150	つくば市南消防署	029-838-0279
並木分署	029-861-0123	荃崎分署	029-876-1089

